農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第２６条第１項に基づく農業者等の協議の結果を取りまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

令和２年４月７日

八代市長　中村　博生

記

１．取りまとめた協議結果の名称

人・農地プラン（植柳地区）

２．協議の結果を設けた区域の範囲

植柳地区（植柳校区全域・中北町）

３．協議の結果を取りまとめた年月日

令和２年３月２７日

４．当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる経営体の状況

〇経営体数

個　　人	２７経営体	（うち認定農業者２１経営体）
法　　人	１経営体	（うち認定農業者１経営体）
集落営農	０組　織	

※認定農業者の共同申請については、１経営体として計上

５．地域における担い手の確保状況

担い手はいるが十分ではない。

６．当該区域における農業の将来の在り方

中心となる経営体へ農地を集積し農地の遊休化を防ぎ、中心経営体の作業の効率化・規模拡大を図る。

７．当該区域における農地中間管理事業の活用方針

農地の出し手となる農業者を把握し、農地中間管理事業を活用し、中心経営体へ農地を集積する。